

動画による市政情報発信強化業務 公募型プロポーザル実施要領

1 事業目的

本実施要領は、動画による市政情報発信力を強化することを目的として、「動画による市政情報発信強化業務委託」に係る契約の相手方となる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1)業務名 動画による市政情報発信強化業務

(2)業務内容 研修業務及び動画制作業務

(詳細は、別添「動画による市政情報発信強化業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり)

(3)業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

3 予算上限額

990,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 受託候補者の決定方法

公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)

5 スケジュール

内 容	日 程
実施要領の配布	令和8年4月20日(月)
質問受付期間	令和8年4月20日(月) ～令和8年5月8日(金)
質問回答期限	令和8年5月13日(水)
企画提案書等提出期限	令和8年5月18日(月)
選定結果の通知	令和8年5月25日(月)(予定)
契約締結	令和8年6月上旬

※日付は予定のため変更の場合があります。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、法人その他団体であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3)会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4)団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑に処せられているものがないこと。
- (5)租税等の滞納がないこと。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体(以下「暴力団等」という。)でないこと。
- (7)団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8)本件に類似する業務において受託実績がある者。
- (9)関係法令を遵守できる者。

7 書類の提出

(1) 提出書類

書類	内容
ア. 参加申込書	【様式第1号】
イ. 見積書	【様式第2号】
ウ. 商業登記簿謄本	写し可
エ. 滞納がないことの証明	主たる事業所所在地の県税（法人事業税）及び市町村税（法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税等）を滞納していないことの証明書 ※発行日が3か月以内のもの
オ. 見積額積算内訳書	【任意様式】
カ. 企画提案書	【任意様式】
キ. 業務実績（※1）	【任意様式】

(※1)業務実績は令和3年度から令和7年度までの5か年に受注した「YouTube動画制作業務委託」及び「動画制作研修」(それらに類する業務委託契約を含む)を地方自治体又はそれに準ずる公益法人、団体等との間で締結した実績をそれぞれ3件まで記載すること。

(2) 企画提案書作成に当たっての留意事項

ア 規格は A4 サイズ(縦横問わず)で、6 ページ以内とし、ページを付すこと。

※A3 サイズを使用する場合は、1 ページでA4 サイズ 2 ページに換算する。

イ 使用するフォントの大きさは 11 ポイント以上とする。ただし、図表等に付記する注釈・注記などはこの限りではない。

8 提出書類の受付期間等

(1)受付期限 令和 8 年 5 月 18 日(月)午後 5 時まで

(2)提出方法

① 「7.(1)提出書類」を全てPDF形式で電子メールにより提出すること。

※ファイルサイズが 10MB を超える場合は別途連絡すること。

② 受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。

(3)提出先 「12.事務局」

9 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書【様式第 3 号】を提出すること。

(1)提出期限 令和 8 年 5 月 8 日(金)午後 5 時まで

(2)提出方法 質問書を事務局あてに電子メールにて提出すること。

(3)提出先 「11.事務局」

(4)回答方法 提出された質問に対する回答は、本要領の配布先すべてにメールにより通知することとし、最終的には、令和 8 年 5 月 13 日(水)までに回答する。

10 審査方法及び評価基準

(1)選定方法

企画提案書等提出書類の内容をもとに、八代市において、総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。なお、本件は書類選考のみとし、プレゼンテーションの場は設けない。また、提出書類の内容等について、事務局より質問する場合がある。

審査結果は、令和 8 年 5 月 25 日(月)(予定)までに、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛てに通知する。

(2) 審査項目及び評価基準

次の「審査基準表」に参加者ごとの採点を記入する。

① 評価基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
業務目的や仕様の理解	企画提案は、業務の目的や仕様書の内容を理解したのとなっており、業務の実現性が高いと見込めるか	10点
研修の企画・実施	目的を達成するうえで有効かつ、研修内容の理解・定着・実践に効果的なメニューが企画されているか	20点
	研修の目的に合致したスキルを有し、専門的な手法や技法を的確に盛り込んだ内容となっているか	20点
動画制作企画・提案	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか	20点
	過去に類似の業務で良好な実績をあげているか、同等の成果が期待できるか	20点
提案価格	提案内容と見積額の整合が取れており、見積額の積算は妥当であるか	10点

② 評価方法

審査項目毎に、以下の評価基準により評点をつける。

- ・配点20点 20:非常に良い 16:良い 12:標準 8:やや劣る 4:劣る
- ・配点10点 10:非常に良い 8:良い 6:標準 4:やや劣る 2:劣る

③ 最低基準点の設定

受託候補者として選定されるための最低基準点は、各委員の持ち点を合計した点数(満点)の100分の60とする

11 その他留意事項

- (1)提出書類の作成経費等の本件の参加にかかる必要経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (2)提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。
- (3)提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への参加を無効とする。
- (4)審査結果に関する質問、異議申し立ては受け付けない。

12 事務局

八代市役所 市長公室 秘書広報課

電話:0965-33-4101(直通) FAX:0965-33-4446

E-mail:info@city.yatsushiro.lg.jp